

被爆体験者の一刻も早い救済を求める意見書

被爆体験者を被爆者として認め救済することは、数十年来の長崎市、県、両議会の悲願でしたが、ようやく本日、長崎地裁において、被爆体験者の一部を被爆者として認め、県・市に対し「被爆者健康手帳を交付せよ」という判決が下りました。

2021 年 7 月広島高裁判決では、黒い雨地域にいた人を「放射線の影響を受ける事情の下にあった」として被爆者として認め、その判決を受けた新たな認定基準において、広島では最大半径約 30 km までの地域にいた人たちにも手帳が交付されることになりました。しかしこの時、半径 12 km 以内で被爆した長崎の被爆体験者は同様の状況にあったにもかかわらず除外され、その後も「黒い雨が降ったという客観的記録がない」などの理由で、被爆体験者、長崎市・県、両議会の願いは却下されてきました。

被爆体験者は高齢化し、一刻も早い救済が求められています。下記の通り、被爆体験者を被爆者として認め、被爆者健康手帳を交付することを強く求めます。

記

- 1 被告である長崎県・長崎市及び訴訟参加人である国は控訴をせず、長崎地裁判決を受け入れること。
- 2 長崎の被爆体験者も広島の黒い雨体験者と同じく、被爆者援護法第 1 条第 3 号に該当するものとして、掲げる 11 の疾病があれば被爆者と認定し、速やかに被爆者健康手帳を交付すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 6 年 9 月 9 日

長 崎 市 議 会